

付箋 その名称と機能

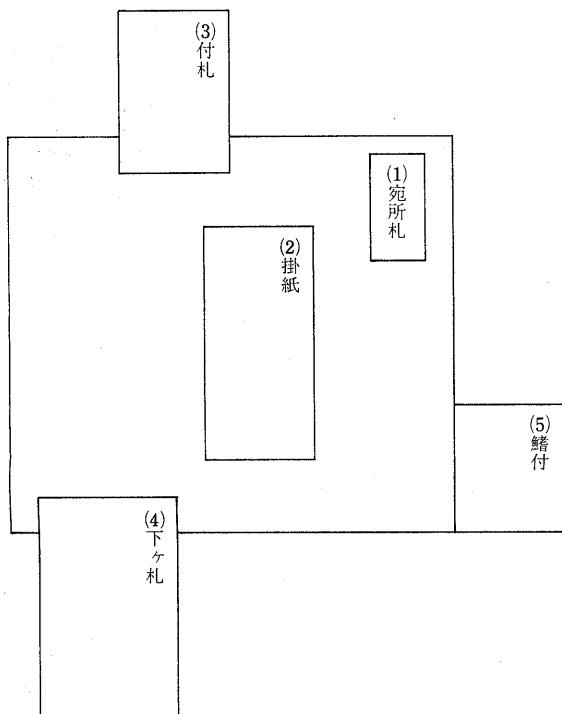
はじめに

近世中後期の幕府関係の史料を見ていると、原本には様々な付箋が付
けられており、写本には付箋の位置を示す標をよくみかける。本所の出
版物でいえば、『大日本古文書 幕末外国関係文書』（以下では『幕末』と
略称する）には、多数の原本が収められているので、付箋の生の形をみ
ることが出来る。また、『大日本近世史料 市中取締類集』（以下では『市
中』と略称する）には、大量の写本が収められているので、様々な付箋の
標をみることが出来る。それと同時に、写本を収めているが故に付箋の
標に註記が施されている場合があり、原本史料では知ることができない
当時使われていたその名称を知ることが出来る。貼付してある紙片をす
べて付箋という名称で一括して扱っても構わないのであろうが、紙片をす
貼付した位置によって名称が異なっており、その機能もある程度使い分
けられている。『市中』の出版に関わるなかで得た付箋の名称とその機
能についての知見と、それに基づいて出版にあたって現在どのように処
理しているのかを報告したい。

ここではあらゆる種類の付箋について述べるのではなく、(1)宛所札、
(2)掛紙、(3)付札、(4)下ヶ札、(5)鱧付、以上の五つである。紙片の裏の全

面に糊付けして本紙に貼り付け、その表側に何事かを記す押紙ではな
く、紙片の上部、下部、左右などの一部分に糊付けして本紙に貼り付け
る場合である。固有の名称と機能を持つ付箋は、そのような形状のもの

藤 田 覚



である。その形状と位置を図に示しておこう。

一、宛所札(あてどころふだ)

この名称は当時使われていたものではなく、当時の名称(付札とする例がある)が不明なので、筆者が仮につけたものである。通常写本では、原本にこの札が貼ってあった位置に、

大目付江

三奉行え

などと書かれている。その札の形状を記さずには「大目付江」とか、「三奉行え」とか書いてある場合も多いが、原本には同様の宛所札が貼られていたはずで、罫線の囲みを省略したにすぎない。この宛所札について「大奥秘記」⁽¹⁾は、次のように説明している。

又、被仰出ごとや何かで、万石以上、以下、私領は、領主、地頭より、不漏様相触るべく候、といふのがある、それは日本全国へ示すべきもので、所謂御触れとて、即ち法度法律なるものです、此被仰出の書付の上へ、小さき同じ紙を張付けて、大目付、御目付へ、としてあります、又、万石已上のみならば、大目付へ、とし、百石已上、以下、御譜代の面々へ、相触れらるべく候、とあるのは、矢張、大目付、御目付へとし、旗下と御家人計ならば、御目付へとし、御内々のことならば、御同朋頭へ渡されるから、御同朋頭へ、としてあります、

幕府から出される法令は通常触書というが、直接の責任者である老中から渡される段階では、「誰殿(老中の官名)御書付」と称される。また、触書ではない下からの伺い等に対する老中の指図や達書は、「誰殿(老中の官名)御書取」と称される。⁽²⁾ いずれにしても書付にして出されるので

あるが、老中がこの書付を奥右筆や同朋頭を介して大目付・目付、三奉行などに渡すさい、その宛所を小さな紙片に書き(老中が口頭で伝え、奥右筆などが書くのであろう)、その上部に糊を付けて書付に貼り付けるのである。このような小紙片に宛所を書くというやりかたは、老中の場合に限られていたわけではなく、寺社奉行が町奉行へ掛合書や通達書を渡すさいも「筒井紀伊守殿江」と書いたり、作事奉行が町奉行宛に掛合書を出すさいに「遠山左衛門尉殿」と書いたりしており、ごく一般的に使われている。そのような宛所を書く札であるので、仮に宛所札と名付けてみたのである。

なお、同様な使い方であるが、差出にも使われている。たとえば『市中』十七―第四〇号に、館・喜多村・樽の三町年寄連名の評議書が収められているが、その銘書の部分は

御場人足肝煎相勤候名主共苗字之儀ニ付評議仕申上候書付

樽藤左衛門

町年寄

となっている。つまり、上申書は三人の連名であるが、そのうちの責任者の名前を記しているのである。寺社奉行が上申書を差し出すときも、差出は寺社奉行と書いた横に「酒井若狭守」と書いて、提出の責任の所在を明らかにしている(『市中』十六―第六二号)。奉行などで複数の場合には、そのような方法が一般的にとられている。これは、上の宛所札に対して差出札(さしだしふだ)とも呼ぶべきであろうか。

二、掛紙(かけがみ)

読み方について、当時の史料でも「カケン」(『市中』十七―第五四号)と読んでいる場合と、「カケカミ」(『市中』十四―第二二〇号)と読んでいる

る場合がある。宛てる漢字も、「掛紙」と「懸紙」の両様が使われていて一定しない。そこで『市中』の出版にあたっては、標出は「掛紙」で統一している。

掛紙はどのような機能を持っていたのであろうか。いくつかの事例を上げておこう。天保十三年に、出家・山人・山伏・修験・神職などの町住居を禁止する触書が出るが、その触書案をめぐりいくつかの修正案が出されている(『市中』十六―第五号)。そこには、「掛紙伊勢守殿(寺社奉行阿部正弘)、朱紙掛紙御頭(南町奉行鳥居忠耀)、墨書掛紙弥一兵衛(南町奉行所与力稲沢弥一兵衛)」という註書があり、おのおの条文に対する修正を書いている。天保十四年に南品川門前町に対する申渡がおこなわれるが、北町奉行の申渡案に対して南町奉行が、「此方存寄、猶又左之懸紙之通相直候」と註記をするように、掛紙によって修正案を書いている(『市中』十五―第七四号)。同じく十四年に、町年寄が氷川明神の祭礼に対する奉行所の取り締まりの申渡について、前回までの申渡の修正を伺い出たが、その伺書の銘書は「氷川明神祭礼ニ付去々丑年申渡江掛紙仕奉伺候」と書かれており、掛紙で修正案が記されている(『市中』十七―第六〇号)。

掛紙はこのような文書に使われるだけではなく、絵図にも用いられている。幕府は、天保六年から天保国絵図作成の作業を開始するが、諸大名は、元禄国絵図を写してそれを何枚かの短冊状に裁断した切絵図を幕府から渡され、次のような指示をうけている。

今般御国絵図之儀も御改被仰出候、元禄之度絵図写相渡候間、往還並海岸通・川筋其外新田村々ニ至マテ不洩様、当時之地模様右絵図ニ掛紙ニ直し候様、天保六年被仰出候、(山口県文書館所蔵「周防長門国絵図」の箱蓋裏書)

天保六―七年の時点で元禄国絵図と変っている箇所を、掛紙で現状を

描いて直すようにという指示である。それ故、諸大名などから提出された天保国絵図の差出図には、いくつもの掛紙が貼られているのである。

以上のいくつかの事例の検討から、掛紙は、修正・訂正を施すさいに使われるものであることが明らかである。同じように修正・訂正をするさいに使われ、裏面をすべて糊付けして下の文字や絵図がみえなくなる押紙などとはどう違うのであろうか。押紙などが下の文字や絵図を抹消するために使われるのに対し、掛紙は下の文字や絵図がみえて掛紙に書いたことと対照することができるようにしている点に、大きな相違点がある。つまり、同じ訂正・修正であっても、付箋に書いたことと下の地の文字や絵図とが対照できるか否かという点が異なり、掛紙は、対照できるように施した付箋のことであると定義づけられるであろう。この定義づけからいって、比較的最近の出版である『幕末』四十一などで、「懸紙ニテ抹消」という傍註がしきりとつけられ、同三十九などでは、「貼紙ニテ抹消」という傍註が施されているが、あまり厳密な使い方とは言えないであろう。

三、付札(つけだ)

この付札は、写本などでは、



このように表現されている場合が多い。『市中』の例をあげよう。

(1)嘉永元年に紀伊徳川家より特産蜜柑の揚場河岸地についての申し入れがあったが、老中から、沙汰に及び難い旨の回答が付札で出されている(十四―第四六五号)。(2)天保十五年に、丹後田辺藩から江戸藩邸に隣接する町屋の二階について伺書が町奉行所に出されたが、これに対する町奉行の回答が付札で出されている。その史料では、伺書に付札を貼った位

置を次のように表現している。

そして、伺書を写したあとに、付札を書き留めている(十六―第六号)。

付札



(3)天保十四年に、河岸地取調掛与力から河岸地における稲荷社の初午祭礼について伺書が出されたが、これに対する町奉行の回答が付札で出されている(十七―第四九号)。

『幕末』の事例をひとつだけあげておこう。(4)万延元年に、盛岡藩から蝦夷地の地所引渡につき箱館奉行に伺書が出されたが、これに対する箱館奉行の回答が付札で出されている(三十八―第三三三号)。

以上の『市中』、『幕末』の事例から、付札は大名から幕府へ、下位の役職から上位の役職への伺いに対する回答のさいに使われていることが理解できる。この点を外の史料でも検討してみたい。付札の使用例が大量に出てくるのは、法制史の分野で問答書と呼ばれている史料である。平松義郎氏⁽³⁾によれば、問答書とは、「諸藩・諸役人等から幕府の関係役

所・吏員への問合せとその回答を録したもので、「問合せに対する回答を挨拶といひ、問合せの書面に下札・付札を貼付した」ものの控えを編集し、「寺町勘秘聞集」などがよく知られたもののものである。本所には、「寺町勘秘聞集」という書名で写本二冊(a)4156・8213、4156・816、謄写本一冊(2056・7713)、「秘聞集」という書名で写本一冊(b)4156・83110)が所蔵されている。例えば、

安永七年に美濃大垣藩から、領内の者が江戸で罪を犯して幕府の奉行所で吟味・処罰をうけるさいのことにつき、寺社奉行土岐定経に伺書を差し出しているが、これに対して各条ごとに「御付札」によって回答している。平松氏は、「下札」・「付札」により回答したとだけ書いていて、付箋については頓着されていない。だが、「寺町勘秘聞集」所収の一八九件の内、どの写本でも回答が下ケ札でおこなわれているのは、僅かに一件にすぎない。あとは、写本(a)では付札と書かれているが、写本(b)では下ケ札としているのが二件、(a)の本文では「御付札左之通」と書きながら、付箋の位置の標の註記を「御下札」としているが、(b)ではそれを「御付札」と註記している例が一件ある。つまり、写本により異なり一定しないケースが三件あるわけである。どのような場合に下ケ札を使っているのかの吟味が必要であるが、少なくとも「寺町勘秘聞集」の範囲内では、諸家諸大名からの問合せ・伺いに対して、幕府の役所は付札で挨拶、すなわち回答するのが一般的であると言ってよいであろう。

『日本財政経済史料』第九巻には、「館駅使問答」をひいて、諸大名が道中奉行に対しておこなった伺いと道中奉行の回答が数多く載せられている。例えは、天保五年に丹後田辺藩から、帰国途次の墓参のために定法以上の継人馬を使うことについて伺いが出され、これに対して道中奉行曾我助弼から、付札で回答が出されている。ここでも、諸大名からの伺いに対して、幕府の役所が付札で回答を与えていることを確認でき

る。伺いに対して付札で回答するということは、幕府内部でも一般的におこなわれている。老中水野忠邦の日記の記事から、二例だけ紹介しておこう。文政十一年十一月晦日の条に、

昨日蓮池御門備前殿同道通行之節片扉開キ不申、同心共不念ニ付押込候旨伺書差出之由、先例も有之候間不及押込、以後入念候様可致付札

哉之旨、増山河内守伺候間、先例之通取継候様申達、西丸へ登 城之上備前殿へ其段申達候、

同年十二月十九日の条に、

京都所司代 発足頃合之義伺書差出有之、伺之通被心得候様致付札、以新阿弥相達、

という記事がある。前者は、蓮池御門番与力の越度に対する処罰について門番の頭から若年寄増山正寧に伺いが出され、増山は、この伺いに対する回答を付札でおこなうのだが、その回答内容について水野忠邦に指示を仰いでいるのである。後者は、太田資始であろうか所司代として京都へ発足する日限について老中に伺い出たことに対して、水野は回答を付札で同朋頭を介して与えている。この事例から、幕府では、下位の役職者から上位の役職者へ伺いが出された場合、上位の者の回答は、下位の者が差し出した伺書に回答を記した付札を貼付しておこなったことがわかる。この点に関して、次の事実を紹介しておこう。宝暦十三年に、小普請御医師で人參製法所の責任者であった田村藍水は、伴を人參製法所の手伝とすることを願い、製法所掛の勘定奉行が添え書きをして若年寄に伺いでた。これに対して若年寄はその願いを許可するのであるが、田村の支配である小普請頭からの伺いではない、いわば非公式の伺いであったことから、若年寄の回答は付札では出されなかった(「不表立儀ニ付御付札へ無之」⁽⁶⁾)。この事実は、幕府役職のラインにそって下から上への伺い・願いに対して、上からの回答・差図は付札でおこない、ラインから外れている場合には、付札は出されないとすることを示している。だが、さきの「寺町勘秘聞集」にもその例があったように、回答・差図が付札でおこなわれなかったり、先に図示した位置ではない外の箇所付箋に付札という注記がされるなど、たんに「札を付ける」という意味の使用例かと思われるケースも見られる。ここでは、「寺町勘秘聞集」

の例と同様に、回答が下ケ札で行われている事例を紹介しておこう。寛政四年にロシア使節ラクスマンが根室に渡来して通商条約の締結を迫ったが、そのさいの幕府内の評議や、宣諭使として派遣した目付との応答などを書き留めた、松平定信「魯西亜人取扱手留」⁽⁷⁾を取り上げてみた。ラクスマンとの交渉のため目付兩人がおこなった約三回ほどの伺いと、それに対する回答・差図が控えられている。第一回の伺書に対しては、「差図付札」が二枚、「下札差図」が十一枚、第二回の伺書に対しては、「付札差図」一枚、「下札差図」が二枚、第三回の伺書に対しては、「差図付札」一枚、「差図下札」二枚が出されている。老中からの差図が、付札と下ケ札の両様で、しかも多くは下ケ札でおこなわれているようである。だが、第一回の伺書への差図について定信は、「尤、伺書へ之付札も同列申合ひ之上認候事」と注記している。第二回の伺書への差図に対する目付の承付には、「書面御付札之通相心得可申旨、奉承知候」と書かれている。第三回の伺書への差図に対する目付の承付にも、「御付札之外伺書承之通、且御別紙御書取之通相心得可申旨被仰渡、奉承知候」と書かれている。このことは、差図が下ケ札で出されていても(つまり、付箋が下ケ札の位置に貼付されているので、付箋の名称としては下ケ札であるが)、それは上位の役職者から下位の役職者への回答・差図であるのだから、付札であると感じて示すものであろう。

以上の検討から、下位の役職からの願書・伺書に対する上位の役職者の回答・差図が、その願書・伺書へ付箋を貼付しておこなわれる場合、その付箋のことを通例では付札と呼んだことが明らかとなった。だが、そのような機能とまったく異なる付札がある。その用例を、『幕末』から紹介しよう。万延元年に、勘定吟味役から願書が出されたが願いを許さず、かつそれに関わって長崎掛勘定奉行に対して通達する老中書取に關し、その老中書取案に付箋に書いた老中の評議書を貼付して、その可否

を伺うため將軍に差し出したが、その付箋を付札と呼んでいる(三十八―第九三三)号。このような將軍に差し出した老中の伺いの例が、三十一―第八四号、三十二―第一〇三三号、同一第一五七号に見られる。とくに、三十二―第一〇三三号では、「伺付札」と注記されている。そのいづれもが、下位の役職者からの伺いに対する老中の回答である老中書取の可否を、書取案に老中評議書を貼付して將軍に伺うものである。「伺付札」である老中評議書の文面は、いづれも「……可然哉之事」で終わっている。もちろん老中が直接將軍に提出するわけではなく、御側御用取次を介して「掛合物」として將軍の「御覽」に供され、その後將軍の意を体した御用取次等と老中との「掛合」がなされ、その可否が決められる。三十一―第八四号の「中務大輔殿より御側衆へ掛合、同六日、済下ル」という註記は、上のような経過を示すものである。この「伺付札」のような付札の用法が、老中書取の可否を將軍に伺うさいに限定されるのか、あるいは、下位から上位へ伺うさいの方法のひとつであるのかいまいとところ不詳である。

四、下ケ札(さげふた)

本紙の下のほうに付箋を下げるので、下ケ札と呼ばれるのであろう。その機能は、大別して二つある。第一は、本文の註・補足などの機能である。第二は、応答という意味の「挨拶」の機能である。前者の機能は、ごくありふれており説明を要しないであろう。そこで、第二の機能に限定して検討したい。この第二の機能も、概ね二つに分けることができる。その第一は、当時の幕府の異なる役所・役職間では、「掛合」・「問合」・「相談」と、それに対する応答としての「挨拶」、という交渉が日常的に行われていたが、その交渉の過程で「挨拶書」によく使われる機能である。第二は、ある役所から出された老中などへの伺書・願書に関

して、老中は関係する役所や役職に意見の提出を求めることがしばしばあるが、それに対する応答である「評議書」としての機能である。

まず、「挨拶書」の機能について説明しよう。幕府の役所・役職間では、たとえば『市中』十五―十七などの範囲内でも、北町奉行と南町奉行、町奉行と寺社奉行・小普請奉行・鳥見組頭・小納戸頭取・医学館・寄場奉行・勘定奉行・目付・屋敷改・細工頭・田安家老・作事奉行・京都町奉行などの間で、「掛合」・「問合」・「相談」が頻繁におこなわれている。その文書名を『市中』・『幕末』では、掛合書・問合書・相談書などと付けているが、文書の末尾に、「此段及御相談候」、「此段及御問合候」、「此段及御懸合候」などと書かれているからであり、厳密な文書名の付けかたとは言い難い。この掛合などを受けた側がおこなう応答が、「挨拶」である。しかもこの挨拶は、「挨拶下ケ札」と註記することもあるように、下ケ札でおこなわれている。たとえば、天保十四年に、町奉行から鳥見組頭へ掛合をおこない、鳥見組頭から挨拶があったが、その文書に関する註記は、「七月七日、別紙本紙添持参、後藤與兵衛(鳥見組頭)江相達、同月十三日、挨拶下ケ札来ル」と記されている(『市中』十五―第一号)。なお文面は、概ね「御書面之趣致(令)承知」で始まり、「此段及御挨拶候」で終わっている。

つぎに、役所間のやりとりが延々と下ケ札でおこなわれた事例を紹介しよう。天保十五年に、南町奉行鳥居忠耀は、為替十人組の身分取扱いに関して掛合書を勘定奉行榊原忠義に送った。これに対して榊原は、当然のことながら、挨拶を鳥居の掛合書に下ケ札を貼付して返すことによりおこなった。榊原の挨拶を読んでなお質したいことのあった鳥居は、「御下ケ札之趣致承知、……猶此段及御掛合候」と下ケ札のついた掛合書にさらに下ケ札を貼付して再び掛合をしている。この再度の鳥居の掛合に対して榊原は、「再御下ケ札之趣致承知候……此段及御再答候」と、

挨拶としてさらに下ケ札をつけて鳥居に返している。この榊原の挨拶に疑問をもった鳥居は、「御下ケ札之趣致承知候……猶又此段及御掛合候」と、三度目の掛合をさらに下ケ札をつけておこなった。この三度目の鳥居の掛合に対しても榊原は、「御書面……此段猶及御挨拶候」と、さらに下ケ札をつけて挨拶をおこない、鳥居に返している(『市中』十七―第十六号)。このように、(掛合書) ↓挨拶 ↓掛合 ↓挨拶 ↓掛合 ↓挨拶が、最初の掛合書に下ケ札を何枚も貼付してやりとりされているのである。なお、ここでの下ケ札による掛合は、挨拶の一種と考えてよいだろう。このように、一枚の文書に何枚もの下ケ札がつけられる場合、一枚目は下ケ札で、その下ケ札の下部に貼付される二枚目の下ケ札は、孫下ケ札と註記されている場合がある(『天保撰要類集』七)。ただたんに再下ケ札と註記されている例もある。それ故、孫下ケ札ないし再下ケ札と呼んでいいたものと思われる。

第二に評議書の機能に移ろう。まず、『市中』からその事例を紹介しよう。弘化二年に、関東陰陽師触頭藪兵庫らの住居に閑して寺社奉行から老中に伺書が出され、老中はこれを勘定奉行に下ろして意見を求めた。勘定奉行は、「書面陰陽師触頭藪兵庫外二人住居之儀ニ付寺社奉行相伺候趣一覧仕候処、……町奉行江御下ケ御座候方可然哉奉存候」と評議の結論を記した下ケ札を貼付し、この寺社奉行の伺書を老中に返している(十六―第八〇号)。また、弘化三年に、勘定奉行から銅屋の身分について老中に伺書が出され、老中はこれを目付に下ろして意見を求めた。目付は、「書面之趣取調候処、……願之趣難被及御沙汰段被仰渡可然奉存候、同役一統評議仕、此段申上候」と評議の結論を書いた下ケ札を貼付して、この勘定奉行らの伺書を老中に返している(十七―第二二号)。「幕末」には、この事例を多数見ることが出来る。その文面は、概ね「書面之趣一覧仕(取調)候処」で始まり、「被仰渡可然奉存候」で終わ

っている。そして、「評議下ケ札」とか、ただ「評議書」とかの注記が施されていることがある。このように、A役所から老中に出された伺書を、老中から下げられて意見を求められたB役所は、その評議の結論を下ケ札に書き、伺書に貼付して老中に返したことがわかる。独立した文書ではなく、先に紹介したような文面の文書は、形状は下ケ札であり、評議書であると判断して構わないであろう。先の第一の機能が挨拶下ケ札であるのに対して、老中から意見を求められて応答するのであるから挨拶の類型に含まれるが、評議下ケ札と呼ぶことができる。

最後に、下ケ札の特有な使用例として、「黄紙下ケ札」にふれておこう。これは、下ケ札の第一の機能、すなわち註記・補足の類型に入ると思うが、独特の使用例なので説明しておきたい。罪人の取調を終えた奉行は、どの程度の刑罰を課すのかを「奉行吟味伺書」を提出して老中に伺うのであるが、刑罰の根拠が「御定書百ヶ条」からの引用のみであれば「黄紙下ケ札」を貼付し、判例を引用する場合は「御仕置付」、「御咎付」という擬律書を添えることになっている⁽⁹⁾。それ故、「黄紙下ケ札」を貼付して伺う時は、「奉行吟味伺書」の末に、「御仕置之儀黄紙下ケ札を以奉伺候」と書いてある。「黄紙」は、『広辞苑』によると、「おうし」と読み、「黄麻紙の略」とある。筆者は現物を見たことがないので、「黄紙下ケ札」の料紙・色などは不詳である。

五、鱧付(ひれつけ)

『日本国語大辞典』によると、鱧には「魚の鱧のように、本体から左右に出っ張っている部分。また、本体に付属している部分。本体につけ加えた部分」という意味がある。先に図示したように、文書の右下の部分に貼付した付箋を鱧付と呼んでいるが、魚の鱧を連想させたのでその名称が付いたのであろうか。鱧付の機能は、大別して二つある。その第

一は、承付（うけたまわりづけ）の機能であり、第二は、評議書の機能である。

第一の機能である承付について、その典型的な事例を紹介しておく。天保十五年に町奉行がおこなった伺書には、「辰四月晦日、伊勢守殿（老中阿部正弘）江加藤惣兵衛（奥右筆）を以上、同七月八日、御同人、早川庄次郎（奥右筆）を以御渡、鰯付致し、同十日、返上」という註記がある（『市中』十六―第七号）。町奉行は、四月晦日に伺書を奥右筆を通して老中に差し出し、七月八日に、付札も老中書取も控えられていないのでその伝達の方法は不詳であるが老中の差図があり、伺書が老中から奥右筆を介して町奉行に下げられ、町奉行は「書面申上候通可取計旨被仰渡、奉承知候」と承付を付箋に書いて伺書に貼付し、伺書を老中に返した、という文書の流れがわかる。この承付を書いた付箋のことを、鰯付と呼んでいるのである。その承付の文面は、伺いの通りの差図が老中からあった場合は上に紹介した事例の通りであり、伺いが認められなかった場合は、概ね「書面……之儀者、難被及御沙汰候間」と書き、ついで老中の差図の内容を記し、最後に「……被仰渡奉承知候」と結んでいる。伺いに対する老中の差図は、三で検討した付札と老中書取などなされるが、承付は、鰯付に書く場合と同書の銘書の部分に直接書く場合とがある。老中の差図の出されかたと承付の出しかたに両様あるが、その違いを明らかにすることは、今後の検討課題である。なお、承付を鰯付でおこなうのは、老中と諸役所・奉行との間だけでなく、たとえば町奉行と町年寄の間でもおこなわれている。その文面は、「書面……之儀、……其段相心得可申旨被仰渡、奉畏候」とあり、老中への承付と同様である（たとえば、『市中』十五―第一〇号）。上位の役職者が下位の役職者から承付を取る場合は、鰯付でおこなわれたと、一般化できるかもしれない。

なお、『江戸時代制度の研究』の目付の項に、「承付のことが出てくる。⁽¹⁰⁾」〔老中・若年寄の下達した〕原の文書は当番目付署名の付箋を施し、署名の下「承之」と付註して用部屋に返戻す、例へば「新條右近承之」と書くが如し、俗に所謂「承り付返上」と称する者之なり」と説明があり、老中などの差図・命令を「うけたまわり」、執行することを承知したことを示す付箋を目付が下達文書に貼付し、その文書を老中に返却したことが述べられている。これも、上に紹介した承付の機能を示している。また、『市中』・『幕末』ともに、「一覽仕候」と記した鰯付がよく出ている。万延元年の老中宛箱館奉行上申書には、勘定奉行らの「一覽仕候」という鰯付と、大小目付の「承之」と書いた鰯付が貼付されている（『幕末』三十八―第六三号）。『市中』には、「一覽付致し」という註記もある（十八―第一〇九号）。承付と同様の使用方法であろう。

つぎに、評議書の機能を紹介しよう。(1)弘化四年に、町年寄の差し出した伺書を町奉行から下げられた取締掛与力は、「書面……之儀、……被仰付候方可然哉ニ奉存候」という意見を鰯付に書き、伺書を町奉行に返している（『市中』十五―第二〇号別紙）。(2)嘉永元年に、町年寄が町奉行に提出した伺書を下げられた北町奉行所年番与力・町会所掛与力・市中取締掛与力、南町奉行所年番・市中取締掛与力が、おのおの意見を鰯付に書いて貼付し（四枚の鰯付がつくことになる）、伺書を町奉行に返している（『市中』十七―第二八号）。(3)嘉永三年に、勘定奉行から町奉行に問合書がきたが、北町奉行は挨拶案を書いた下ケ札を貼付し、南町奉行に回して挨拶案に対する意見を求めた。南町奉行は、その下ケ札に鰯付を貼付して意見を書き、その問合書を北町奉行に返している（『市中』十七―第五五号）。これらの例は、『市中』に頻繁に登場する。それらに共通する点は、意見を書いていることと、町奉行所内部およびその支配下の町年寄・町名主とのやりとりに限られていることの二つである。

このような鱧付に意見を記すというケースは、『幕末』にもよく出てくる。一例をあげよう。万延元年に、外国御用立会役・外国奉行・水野忠徳が、オランダ領事宛の老中書簡案を取調べて老中にさしだしたが、この水野と外国奉行が作成した書簡案には、四枚の鱧付が貼付されている。一枚目は外国掛大小目付の意見であり、二枚目は外国掛勘定奉行・勘定吟味役の意見であり、三枚目は、勘定奉行らの意見に対する水野忠徳・外国奉行の意見であり、四枚目は、水野らの意見に対する勘定奉行らの意見である(三十八―第六八号)。「市中」の事例から指摘したこととは、異なる役所・役職の間での意見のやりとりには鱧付が使われている点で符合しない。だがこの『幕末』の事例も、外国関係事務を取り扱う役人間のやりとりであると理解するならば、外国奉行らの作成した老中宛伺書案に外国御用立会役の役人が意見を述べるのに鱧付を使うことは、北町奉行作成の勘定奉行宛挨拶下ケ札の案文に南町奉行が意見を記すのに鱧付を使うのと、同じ鱧付の使用方法であると言いうことができるであろう。

以上の検討から、意見を記すのに鱧付を用いるのは、同じ役所内や同じ掛り内での意見のやりとりの場合であるということがわかる。評議下ケ札が、他役所の老中宛伺書などを老中から下げられて意見を述べるのに使われるのと、その点で異なっているが、この鱧付を評議鱧付と呼ぶことができるであろう。

註

- (1) 『新燕石十種』第八卷(中央公論社、一九八二年)、二九六頁。
- (2) 御書付については、高木昭作「近世史研究にも古文書学は必要である」(永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』東大出版会、一九八六年)がふれている。この御書付と御書取との違いについては、別に論じよう。

- (3) 「近世法」(『岩波講座日本歴史 近世3』一九七六年)、三四四―五頁。

「寺町勘秘問集」としているが、誤植か。

- (4) 五九〇―六〇〇頁。
- (5) 東京都立大学付属図書館蔵水野家文書。
- (6) 『田村藍水西湖公用日記』(『史料纂集』続群書類従完成会、一九八六年)、一六―七頁。宝曆十三年八月十七日の条。
- (7) 本所所蔵の謄写本。二〇五一・九一七七―三
- (8) たとえば、天保十四年の捺草紙掛名主伺書に、「以来伺書差出候節、何々之廉ニ而決兼候段、付札仕相伺候様可仕候間」という所がある(『市中』十八第五七号)。書物に理由を書いた付札を貼付して、町奉行所へ差し出すとするので、あるいは一般化できるかもしれないが、不詳である。
- (9) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)、八五二頁。
- (10) 四二六―七頁。